

1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の24の2の規定により、次のとおり報告します。

① 報告の対象者

報告の対象となる特定技能外国人について記入してください。
なお、特定技能外国人が複数人いる場合、当該記入欄には「別紙のとおり」と記入した上で、「参考様式第4-3号(別紙)」をご使用ください。

氏名(ローマ字) TURNER ELIZABETH 性別 男・女生 年 月 日 1985 年 12 月 31 日 国籍・地域 米国在留カード番号

A	B	1	2	3	4	5	6	7	8	C	D
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

特定産業分野 介護 業務区分 身体介護等

② 報告の事由(該当するものを選んでください。)

☐ 支援の実施困難↓
Aを記入

A欄に該当する
報告事由につ
いては、参考様
式第5-13号
を添付して下
さい。

☐ その他の特異事案↓
Bを記入

A 支援の実施困難

該当するものを選択してください(複数選択可)。

- a 対象の支援項目
- | | |
|---|---|
| ☐ 事前ガイダンス | ☐ 日本語学習の機会の提供 |
| ☐ 空港等への出迎え | ☒ 相談・苦情対応 |
| ☐ 空港等への見送り | ☐ 日本人との交流促進 |
| ☐ 住居の確保・生活に必要な契約に関する支援 | ☐ 非自発的離職時の転職支援 |
| ☐ 生活オリエンテーション | ☒ 定期的な面談の実施 |
| ☐ 関係機関への同行その他必要な支援 | |

b 事由発生日 20XX 年 〇〇 月 〇〇 日c 実施困難の理由
(全角、20文字以内) 別紙のとおり。

(注)本人の申出により支援を実施しな
かった場合は届出の対象外となります
が、当該申出があったことについては、
記録として保管しておく必要があります。

- d 措置内容
- ☒ 実施再開(再開見込み含む)
- ☐ 実施再開困難 ()
- ☐ 実施再開不可能 ()

複数の事由について報告が必要である等の理由により、書ききれない
場合は別紙を添付して報告することとして差し支えありません。

次葉に続く

B その他の特異事案

- a 事由 ☒ 特定技能外国人本人の職業生活上の問題を把握
☐ 特定技能外国人本人の日常生活上の問題を把握
☐ 特定技能外国人本人の社会生活上の問題を把握
☐ 特定技能所属機関における基準不適合等の問題を把握
☐ その他()

Ba欄において「特定技能所属機関における基準不適合等の問題を把握」を選択した場合は、参考様式第5-19号を添付し、それ以外の事由を選択した場合は、参考様式第5-13号を添付して下さい。

b 事由発生日 20XX 年 ○○ 月 ○○ 日

c 事案の概要
(全角、20文字以内)

別紙のとおり。

複数の事由について報告が必要である等の理由により、書ききれない場合は別紙を添付して報告することとして差し支えありません。

- d 措置内容 ☒ 問題解決(解決見込み含む)
☐ 問題解決困難 ()
☐ 問題解決不可能 ()

※

③ 報告機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

株式会社 入管

法人の場合、国税庁が指定した13桁の法人番号を記入してください。

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

〒○○○-○○○
○○県○○市○○町○-○-○

特定技能外国人所属機関に係る情報及び、届出を担当した特定技能所属機関の役職員の氏名を記入してください。

担当者

入管 太郎

電話番号

○○○-○○○-○○○ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本報告書作成者の署名／作成年月日

署名が必要です(印字不可)。

本報告書を作成した登録支援機関の役職員の氏名を記入してください。

入管 太郎

20××

年

○

月

○

日

注意 報告書作成後報告までに記載内容に変更が生じた場合、登録支援機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

本書中、※のついた連絡先については、報告内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

【全般事項】

- 1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野・特定技能1号	外食業全般
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
林業分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

- 1 ②について、A又はBのいずれかの事由に該当する事項を記載すること。
なお、複数の事由について報告が必要であれば、別紙を添付して報告することとして差し支えない。
Ac欄及びBc欄の「事案の概要」について、全角20文字以内で簡潔に記載すること。
- 2 A欄に該当する報告事由については、参考様式第5－13号を添付すること。
- 3 Ba欄において「特定技能所属機関における基準不適合等の問題を把握」を選択した場合は、参考様式第5－19号を添付し、それ以外の事由を選択した場合は、参考様式第5－13号を添付すること。
- 4 ③の「法人番号」については、法人でない場合は空欄とすること。
- 5 本記載要領の添付は不要。